



まとめ・インターバルの説明



かびやパンダ
令和6年度
相談支援現任研

社会福祉法人 大乘福祉会
相談支援事業所フロントライン
主任相談支援専門員 藤井知佳

TEL:070-7579-9972 MAIL:soudanfrontline@gmail.com

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

1

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

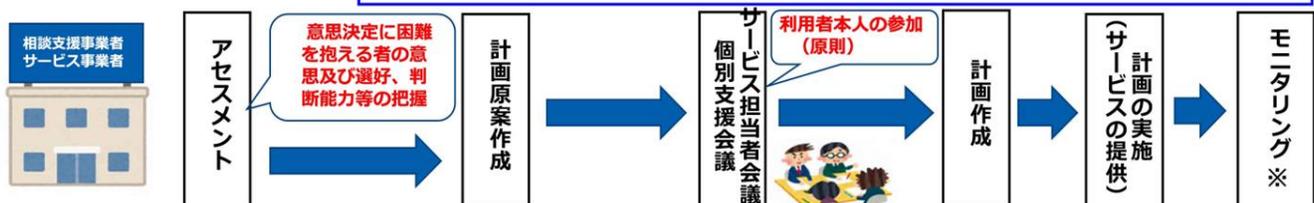
【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の**自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には**、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
- ※ 障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示引用:令和5年度国研資料



インターバルで取組む 課題実習の目的

- 相談支援専門員は、経験を積み重ねても自己の振り返りが必要な業務。
- 研修時に自己の振り返りと他者からの助言・指導を受ける機会をもつ。
- 研修の合間に実地での課題実習として、基幹相談支援センター等に出向いての研修を組み入れることで、研修後も継続して助言等が受けられる場面を作る。

参考:障害者相談支援従事者研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

3



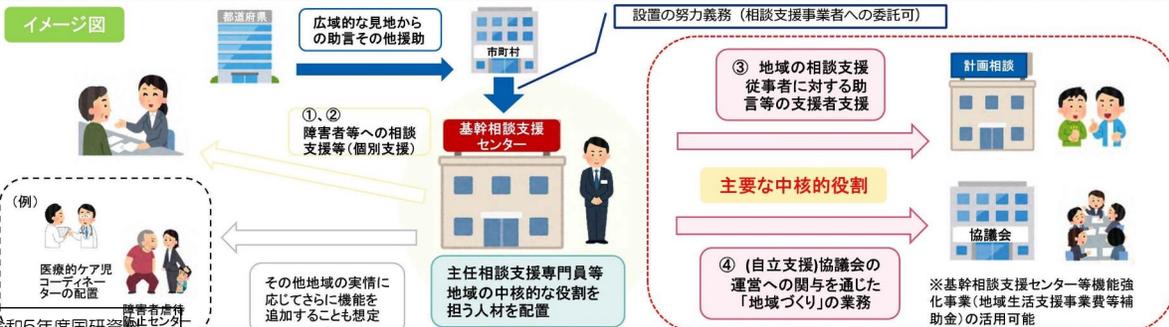
基幹相談支援センター と協働していく意義

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努めるものとする。**(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(同条第7項) **新**

イメージ図



引用:令和5年度国研資料

4



継続的な学習(実地研修)

- インターバルにおいて、基幹相談支援の相談支援専門員と共に実践をふりかえる。
- 実地研修(OJT)を活用し、研修後も継続して助言等を受けることが出来る機会をつくる。
- 自らの実践をふりかえることで、実際の支援においても柔軟に対応できる。



参考:障害者相談支援従事者研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

5



インターバル期間のながれ

事務局からメール	メール内容「〇〇基幹相談支援センターに〇〇月〇〇日の〇〇時に訪問をして実習を受けてください」
幹相談支援センター等に書類郵送	実習日3日前(土、日、祝日を除く)までに、基幹相談支援センター等に書類(実践報告(書式1-①)、様式1~5 インターバル報告書①(様式6)が届くように郵送する。(基本は訪問して行います。やむを得ず電話やzoom等を希望する場合は、研修事務局にご相談ください。)
実習	基幹相談支援センター等にて実践報告について助言を受ける。助言などに基づいて実際に支援を行う。
報告書まとめ	「取り組みとその効果」「基幹相談支援センターからの助言」「インターバルの気づき」について記入。3日目の演習で使用☆

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

6



インターバル期間に 取り組む内容

- 事例検討で出たインターバル期間に行う事を実施する。
- 基幹相談支援センター等で実習をおこなう。

【作成するもの】

- ① インターバル報告書①
- ② 事前に提出したエコマップなど
※加筆などは赤字で上書き

参考:障害者相談支援従事者
研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

7



インターバル報告書①

インターバル報告書①	
1. インターバルで取り組む内容や基幹相談支援センター等の共有方法 ①自己の振り返りや実践報告・検討を通して確認された支援者自身の気づき・グループメンバーからの助言	各自で記入しグループで共有
②インターバル期間で行う取り組み内容	
②について基幹相談支援センター等との共有方法や必要とする助言(アポイントも含む)	
2. インターバル期間に取り組んだ内容・効果・基幹相談支援センターとの連携 1-②の取り組みとその効果	ファシリテーター助言の内容
基幹相談支援センター等との共有内容や助言等	
インターバル期間の気づき(考察)	インターバル期間中に基幹相談支援センターなどで助言を受け、助言に基づき支援を実施
	3日目の演習でグループ内で振り返りを行います。

参考:障害者相談支援従事者
研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

8